



第1章 序章

第1節 計画策定の主旨

多摩六都は、武蔵野台地のほぼ中央（東京都心より20～26kmの北西部）に位置し、76.59km²の面積を有しており、約71万人の圏域市民が住んでいます。

多摩六都の北西部には狭山丘陵があり、都心に近いわりには、雑木林や屋敷林などの樹林地と農地が一体となった地域及び大規模な公園・緑地などの緑、河川や水路などの水辺に恵まれた自然（みどり）が残されており、これらは多摩六都の特徴となっております。

また、圏域市民の期待は、豊かなみどりを維持しつつ、うるおいややすらぎに満ちた充実感のある生活環境にあります。

圏域市民が期待する多摩六都づくりを進めていくためには、さまざまな行政課題がある中でみどりの保全や創出についても、圏域5市がより一層連携・協力し合い、効率的に推進していくことが重要です。

このような背景から、本計画は、圏域市民が期待する豊かなみどりを活かした安全で快適な暮らしの実現に向けて、次の主旨で策定しました。

1 みどりの保全と活用

平成16年度に実施された「広域行政圏基本計画作成のためのアンケート調査」によると圏域市民はみどりに対する関心が高く、多摩六都での生活を自ら楽しむとともに、その楽しみ方を他の地域から訪れる人とも共有・共感する生活スタイルを求めています。

多摩六都には、河川や水路及び湧水地などの水辺、雑木林や屋敷林などの樹林地と農地が一体となった地域、大規模な公園・緑地などの緑があり、これらが多摩六都のみどりを構成しております。

圏域市民の求めている生活環境を実現するためには、これらの多摩六都のみどりを保全し、活用していく取り組みが大切です。

2 みどりの拠点の整備

公園・緑地や水辺は、レクリエーションや憩いの場として貴重な空間であるとともに、ヒートアイランド現象を緩和し地球温暖化を防止するなどの都市環境の改善機能、震災時の火災による被害を軽減するなどの防災機能等を有しています。

そのため、さまざまな機会を捉えて、公園・緑地及び圏域にまたがる河川や水路などの水辺に代表されるみどりの拠点を整備することが必要です。

3 みどりの連携

みどりを保全し、整備することにより、圏域市民は、豊かな自然を感じ、生活の実感を得ることができます。

多摩六都は、武蔵野台地に位置しており、概ね平坦な地形であるという特徴を活かして、みどり豊かな道路や緑道、多摩六都のみどりに親しめる散歩道を整備することにより、みどりの拠点をつなぎ、みどりの連携を進めることも必要です。

4 みどりづくりに関する協働

「みどりの保全と活用」、「みどりの拠点の整備」、「みどりの連携」といったみどりづくりを推進していくためには、圏域市民の参加が不可欠であり、市民協働による取り組みを重視し、圏域市民が主体的にみどりづくりに取り組むしくみが必要です。

また、みどりづくりに関して、公共と民間の役割を明確にしていくことも重要です。

第2節 計画の目的

多摩六都のめざす将来像（シンボルテーマ）は、「緑と生活の共存圏」であり、この将来像を実現するための三つの柱の一つとして「豊かな自然を活かした安全で快適な住環境の整備」という柱を掲げています。そして、その柱を実現する施策の一つを「自然と共生するまちづくり」としています。

本計画は、この「緑と生活の共存圏」をめざした「第二次多摩北部都市広域行政圏計画（2006年度～2015年度）」に基づき、圏域5市が緑化施策を総合的に推進することを目的として策定するものです。

第3節 計画の位置づけ

本計画は、構成市におけるみどりの現状と課題を把握し、「第二次多摩北部都市広域行政圏計画」、東京都の「緑の東京計画」、「みどりの新戦略ガイドライン」などの計画に基づき、圏域5市が個別に策定した「緑の基本計画」を進めていくための指針として、広域的な取り組みの上位計画となるものです。

また、社会経済の動向を考慮しながら、多摩六都がめざすべきみどりに関する取り組みを長期的な展望にたって明確にするとともに、圏域5市が連携して、みどりづくりを進めていく基本となるものです。

多摩六都のみどりのまちづくりは、国や東京都及び市町村などの行政の力だけでなく、圏域市民一人ひとりの参加があってはじめて可能となるものであり、その意味でこの計画は、圏域市民や民間企業、団体等に対して行政の考え方を示し、その自発的な活動を促そうとするものであります。

これらの性格を持つ本計画の実施に当たっては、圏域5市による広域施策の積極的な推進、東京都をはじめとする各種関係機関との密接な連携と適切な機能分担により、圏域市民の望ましい多摩六都の実現を図っていく必要があります。

また、国、民間、企業等に対しては、本計画のめざす方向に沿った投資や事業の実現が図られるよう、連携を図りながら協議を進める必要があります。

第4節 計画の目標年次

本計画は、2006（平成18）年度を初年度として、2015（平成27）年度を目標年次としています。

また、圏域5市が個別に策定している緑の基本計画の上位計画となるものであり、2015（平成27）年度以降の将来を見通した計画でもあります。